

藩鑑

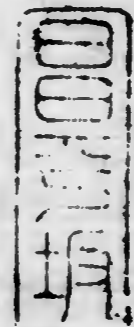
尾張殿

二



庫文閣内	和書
三五函一	三八冊
一	一

内閣文庫	
番號	和 34682
冊數	278 (4)
函號	159 1



385

藩鑑卷之三目錄

尾張殿

權大納言源義直卿

藩鑑卷之三



尾張殿

源義直卿

一 獨鴻ハ沛軍法破りたるとの上之意少く
信濃守英俊使柿原飛騨守閉門あり然
る亦小信濃守言上小ハ飛騨守存一た
る故而丁是奇く系九下中時首と存一

私人教と宗せりたるもの儀あり又飛
浮言言上小信濃守小眾是存くは私儀
禰崎備の山目舟作舟りれり申へ私父子
系中小舟と信濃守人教とり宗せり
たるもの儀ありは時尾張義直卿殿
申下て作らるるは今度禰崎備系閉
門ハ羨やまゐるりと作らるるハ紀伊系
宜卿水戸系房卿も一同山先と作せ

けるとの風安ありと閉門は免後禰
崎ハ御系殊の外とく系圖の押作らるる

長言行録

一 源教公傳代山家中禰崎織守寺西麓
街ハ他而一家ハ熱田少くは會ふは禰崎
織守ハ山城守宗謙に一つあると識り
て居りハ行て是と一日借りて是て
は會ふは翌日返せりと云ふは是れ

湯川千石取り居り

昔小後編

一 義直卿

神君北御年譜と撰せらるる書小新を
るる所あり又尾別一國に遊女と禁せ
らる目付横目と作付らるるて目付
付と横目をつうひり悪事目に遠く
ハ注進すへり思れてかくを思ふもの
を具分小せよとて是程目付と對の相

折と為せらるる是ハ遠方より能見えやを

きやうにかまへられける 改正大平秘記 燭話 烏有秘記

一 源敬公の撰書に類聚日本紀ハ六國史

の校正本にやうなるものあり

源田西室武野安齋堀勅西室の子後等

世に撰にかまへり

類聚日本紀序

大元世之珠璣瓌琦昭萃之器崑山之

玉麗水之金紫貝蒼壁青錢白鏹乃至
服飾之具玩好之物為寶為珍者衆矣
一無若書書貽乎先王之微猷傳乎往
聖之微言可以鑑治亂可以觀興廢可
以治人可以修己勦業守成之道大殲
冠攻民之術廣莫不備於茲矣豈不至
珍而洪寶也耶而書之為物難聚易散
也或係兵革之厄或罹祝融之變或暴

客鄙夫之粗俗或愚孫痴兒之冥頑不
用覆醬甌則取為帳囊或名為好之而
實不愛之則束之高閣而為蠹魚之窠
或復偶有藏罕見之書稿難得之策之
家亦知以秘惜為藏不知以傳布為稿
則箱橐縹緗之中自有不虞之秦劫竟
墜一已之手不上萬衆之眼因以殘滅
者徃々皆然也夫然曷獨憤倉鼠可磔

詈祖龍可屠乎哉君子固不能無再思
焉嗚呼吾邦神造之域靈化之區處天
原而開物居地垓以成務廼俾皇孫辨
白黑而定一尊寶祚與天壤共無窮故
烈聖儀觀之美典章文物之盛度越萬
物莫與之京然神世玄古之記尚矣自
磐余彥之帝水間城之王也博物之臣
明哲之佐代不乏人人不乏才道臣陳

謨而神日本以盛大彥申略而膽瓊埴
用隆及臻

履中之登極始置史官掌邦國之事達
四方之志而又豐聰馬子撰之于前舍
人安滿述之于後爾來脩史者接武而
不息且管家之類史卷聯二百藤室之
續錄續盈五十一手之成業已如斯矧
乎方々之國語人々之家乘度其為書

多也何翅汗牛充棟哉不幸壹從遭蝦
夷之燔燼經災歷難復若干回暨乎今
日牒缺簡脫所謂存十一於千百可甚
憫焉予之不敏慕河間於求是欽東平
於為善嗜好經書收斂篇籍累歲積月
至數千卷慨然以為今而不裝飾則將
來又益壞爛乃纂日本書紀續紀後紀
實錄之書上起神代下止

光孝編以次之類以分之兼以考之舊
事紀古事記及野史小說雜錄群書摘
其異者各自分註一事之下以資檢閱
又著神代系圖一卷帝王系圖三卷附
載冊端卷凡一百七十四題曰類聚日
本紀庶其與天下後世公之貨惡其弃
於地也不必藏於已力惡其不出於身
也不必為已人能識以寶此書則富有

于我者其於世之珍軒輕清渾亦何如
也吁是為序從二位權大納言源朝臣
義直撰 昔出後編

一 神君讚 在傳通院 義直卿御撰

源君正嫡 武門棟梁 興新田蹟
出參州鄉 威風大振 德澤益彰
所向無敵 不招歸降 有仁有智
克柔克剛 一統勦業 萬年永昌

公安夫人讚 在相應寺 同御撰

管家苗裔 穗日石孫 有慈有孝
慎行謹言 貞潔而直 柔慎且溫
崇寂滅教 歸釋氏門 信心堅確
了生死源 爰寫遺像 招他幽魂
定省如在 于晨于昏 以敬不怠
何忘供恩 弘識錄

一 貞永の式目と神詠遊を以て恭時と感

何り但し今の時代小合さる事と又石
是の事も是ありは留損益と懸るるべき
との後之を新聞宗庵に作舟られば好む
此政懸るれば一箇條も多くありて大半
成程近くして此逝去あり

松井浦水元書
警徳編

一慶安三年此逝去去まへ松平某と百々ん
兼て作舟られば此神主等乃後とくと
合点仕覺へ張在りか不審成後又ハ覺

東をき候もりく今の内子道春と相尋
並りハ此國へ此登り懸るればりく進舟て
此作舟由此言ありくハ逝去の乃ち
右の製法よて此神主と此りく同上

一慶安三年四月廿八日次舟小此氣色重ら
せり此佛座の間ハ此此りくこの側り
て此紋入懸るればりか見臨言者此香
合の清心圓と指小てとり此口ハ入なり

かくとほ注進中々ハ瑞龍公早々此か
けつけ遊され内亦此正氣よありせら
まは其時意春又清心圓と此口へ入
さんとけきハ此口とあさき此ま
遊され一申へりつものわくさ
上へと此側の者とも意善小申へ
ち〜め指の身此取捨此とて
ゆへハ此口と開くせらま百らられ

上々瑞龍公并寺尾去依書へも此含釋あ
りて御意遊りま此ハ只今申〜此氣
矢速く成せ〜れ〜却て只今ハ此使
く目此の此苦痛とも此意此遊〜此根
小此相意善めうりたへ〜指を此薬
と上此とん〜仕作たとハ此逝去遊〜此
と今も大人を〜指めてあけ〜の
うと此意うり遊〜と

同上

一 淨病申此苦痛甚矣此座如一皮も此苦
 受との淨意此座をくた此本復持て
 此のくさ此病氣との此意もかく鬼
 角取するしととの之作らゆし同上
 一 淨不使次第に此病苦いやまけま
 とも此苦しと作らまし事守しと
 の此教此深きと察して少く此有り
 あら此病苦の助と有りゆらんとい

松院根此まみありし小半馬の死
 するともさしを人此死するよ
 うをささるも此そと作あり昔吐後編
 一 淨逝去法初日淨意殊の外此氣も
 能此座をさし此寫今日ハ此馬部屋又
 ハ此馬場までも成させらるへく此久
 此象中の者も此自見住るに此寫不る乃
 此屋敷へも遣をし此的場より南へ

うけ何れも無かれ自見仕り根にと作付
とれりて何れも御目見仕り是ハ此道
去近く思召れ此服乞の此心よもゆひ
やと後に思召し多りてソつきも決法
仕りしよ

替徳編

一 源教候此道云のとき
公方極まり今一度此逢も存せさるる
知し佛急変甚此此幾念に思召るれ此

依る万部此法事御執行ゆやうよと
の事にて相應寺にて万部此執行可

ま

昔世後編

一 佛寶訓 是ハ佛子孫の中いましめにとて教云ら
るべし
一 君たる事ハ万人と随入民の志とて
事あり君の新路可くは民隨ハ
きよみ此道ふといへも大事に及んで
いいつきもとむくもの存りせし君乃

行路とまをい國のありにまをすは皆
あゝくあるものなりからる故に思ひ
行路いよりある所とよくつゝゝめい長
下れ其身とつゝゝ法禮とゝゝらに
法禮と礼とゝゝれい家國よくあゝま
るものあり

一 行路は常に学の心と能あると肝あると
するあり徳れとも心と其道よよせて

臣下よよとある時ハ先是小對面
て其ありとありて其ことととわけ其
人よより物徳とする学とすれいそ
法事におこたれハ万事おあゝとあり
いそんや餘の事は終つてをや

一 藝能の事あゝとれい野人よ同く徳る
時ハ妙いありたるかより徳れとれ
其道ハ面白きよより實ある事と次よ

するものあり其公とめて能嗜むへ
云事あり

一若き時ハおとめてあそぶハ公あるへ
事あり多分の人すこし道具色この
ものすきあるおと見ているくハ
あしらへたきものなり先武士の道
具と持するハ志くり其外ハ好するも
のあり是若き時ハたしなり

一臣下たるものいさむる時まづ君のあ
き事としのめありかるの申へいさ公
ある故ハ氣安に顯るものなり又君
の行路の事といえハ近臣ハ告め
るうと思ひ公よあしお成て我行路と
庶民事といおもはしめて誰か告たる
世者と衆よああおんと思ハ公怒あ
り第一ハ氣安とよく先挨拶とよく

うくることのあり其公に臣下として君
に諫と云事いふことなる忠あり朋友小
あしき行ひあるとき異見と云事之
成かざるものあり君よいさめと云事
人々此事と悪しきと思ふと云てい
ふ又いさむるもの法公は悪しきと思ひ
ていふよくおもひおもんまうりて聞入
る事なり我理十ヶ七つ何つて此事と

いひまうんとおもへば争ふものあり争へば
臣下たるもの君に諫る事とせず諫る
事とせずれば聖人たるといふ人も人
必ずありひん

一人の諫といふ小事あるよりあき事と
ましまゆらば身一あしきあり小事つ
まうりて大事と成るものなり是を成る
事に聞はるもくろくからまじきと思ひ

用ひさる時ハ大きキ事ありしきありすお
しきある事と信じし其陳と用る時
ハ自然よしして固う治るべきあり

一人とつゝふよ人とんふと肝要とする
なり人と見ふる事ハ其人の行路と見
其物終する所ハ實ある又いつまらる
うと志りさうひらん人へ又いつまら
き出入る時ハ使ふとすとき其理と入へ

中お理ハけらるものハ先よしとす自
然理ハ迷ひてふらんする事あるも
常ハ行路よくんハあやまちと思ふ
へ一人の器ハまのふよりまらふつふ
ハ君の職ありからる故ハ見とるする
ときハ君のあやまちなり能をばて
人とつゝふふきあり

一 氏家ハ生るものハおくたると

おもひつねぬ極ふ嗜むべき事なり
常の物後もいくさの物後をある
ときハ他小をよせに骨髓小入て是
と聞換授する小も其公とていふもの
なり其理とふとふこれハ臣下とい
へとも君と相く〜たるとおもふもの
あり此物後の内小急なる事ある
とも暫出〜おもひてより唐とまへ

きあり又人小より古への事と聞
とも其場不及も食錢のなる事と
す〜とありいひて古への事とま
へや慢はる者ハおもひよらるひけ
と取らものあり古の事とま論す
る時ハ必もよきをより事ハ出て天
下の所まらと取らものあり此候
ありてハかく候〜むて骨髓小

入て思ふべき事あり

一 旅におかむく廿初の日時とゆれて
日其時と遠へぬやうに出る事常の
法あり其時となふ時人皆事の定
らざると思ふかへ小あしきあり屋の
旅館よ下りしきことなるに
事あしきとなり又此所小時と
すれ急し往還の道ふて帰る事あ

れハ旅乃者難るものあり或ハ
輿小舟り馬にのり行も正し
て行へし正し多れハ他人是と見
るも正しむらさハあさくおも
のあり旅立時ハ心と入信むへ
一 禮拝の時或ハ舎合の時其居るべき
小座して座と替座するにあり
あり小座とかり申す時ハ君の位極く下

人子同一我よりもふある人と舎舎を
る時に其行と見て位一等と有りて
憚んで禮とさすのふへへ返初もよ
の人乃位よりあうさる事と思ふ
一人たるものい殊よとあむけ
さうやうに思ふへへとあむけて
思ふ時に万の事よおこなるものあり

急り何れに國の治事あり
わわふよくいまむる事あり

一身の嗜といふに萬事とよく其理非
と兼へる人も急り何れにあうさるもの
あり其故は高慢すはことおもはる
も人乃異見もさうす又評議もせは我
候まするわはたは急るものあり
小思ひよりいほ候むへさるる 替徳編